

阪南市青少年スポーツ奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青少年のスポーツ活動の普及及び推進を図ることを目的として、
競技スポーツ大会（以下これらを「大会」という。）に出場する学校教育法第1条に規定する各種学校に在学する22歳以下（ただし、22歳に達する日以後の最初に迎える3月31日までの間）の者に対し、阪南市青少年スポーツ奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(奨励金の交付対象者)

第2条 奨励金の交付の対象となる者は、地方予選、国内予選又は競技成績等による選考を得て出場することができる全国大会、世界大会その他これらと同等の規模の競技スポーツ大会の開催要項に定められた選手で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
 - (2) 交付対象者の保護者が市内に住所を有し、かつ選手自身が市内の小学校又は中学校を卒業した者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象者としてしない。

- (1) 大会の出場に当たり、本市の他の制度により金銭等の交付を受ける場合
- (2) 奨励金の交付対象となる団体に所属する選手が奨励金の交付を申請する場合

(対象大会)

第3条 奨励金の交付の対象となる大会は、次のとおりとする。

- (1) 国際大会（オリンピック大会、パラリンピック大会、アジア大会）及び各種世界大会並びにこれらに準ずる大会
- (2) 国民体育大会
- (3) 文部科学省（スポーツ庁を含む。）又は厚生労働省が主催し、又は後援するスポーツ競技大会
- (4) 公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する中央競技団体又は当該団体に属する団体が主催し、又は後援するスポーツ競技大会
- (5) 公益財団法人日本オリンピック委員会又は当該団体に加盟する団体が主催し、又は後援するスポーツ競技大会
- (6) 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会又は当該団体に加盟する団体が主催し、又は後援するスポーツ競技大会
- (7) その他市長が認める大会

(奨励金の額)

第4条 奨励金の交付額は、選手1人につき1万円とする。

(奨励金の交付の制限)

第5条 奨励金の交付は、同一年度において1回を限度とする。

(交付申請書等の提出)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は大会出場決定後

から大会終了後30日以内に、阪南市青少年スポーツ奨励金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

（交付の決定及び交付）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定し、阪南市青少年スポーツ奨励金交付決定通知書（様式第2号）又はは交付が適当でないと認めるときは、その理由を付して当該申請者に阪南市青少年スポーツ奨励金不交付決定通知書（様式第3号）を通知するものとする。

2 前項に規定する交付決定を受けた申請者は、大会への出場後、大会終了日の翌日から起算して30日以内に、競技スポーツ大会参加報告書（様式第4号。以下「報告書」という。及び、阪南市青少年スポーツ奨励金交付請求書（様式第5号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 申請者が大会終了日の翌日以降に前条第1項の規定による申請を行うときは、同項に規定する書類に、報告書を併せて提出しなければならない。

4 市長は第2項及び第3項の規定による報告書の提出があった場合は、大会の出場等について確認の上、奨励金を申請者に交付するものとする。

（交付決定の取り消し）

第8条 市長は、前条の規定により交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

（1）大会が中止され、又は大会に参加しなかったとき。

（2）大会への参加に関して不正その他不適切な行為をしたとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、奨励金を交付することが適当でないと認めたとき。

（奨励金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に奨励金を交付しているときは、期限を定めて返還を求めるものとする。

（委任）

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。